

方式公募にあたっての前提条件（案）

将来行われる方式の公募にあたっては、技術的な要求条件（案）の他、前提条件として下記事項を付すこととする。

記

- 放送方式に係わる工業所有権について、送信機・受信機の製造を行うものに対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に権利の実施が許諾されること。
- 送信機・受信機の製造を行うもの・サービスの提供を行うもの等に対し、必要な技術情報が開示されること。
- 2011年7月に技術的に実現可能な放送方式であること。
- 日本の国際競争力強化に資する放送方式であること。

以上